別記第五十号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十八条関係）

［様式　略］

備考

一　投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

［二　略］

別記第五十三号様式（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第五十条関係）

［様式　略］

備　考

［１～４　略］

５　受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

別記第五十四号様式（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第五十一条関係）

［様式　略］

備　考

一　投票用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

［二　略］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

何年何月何日

執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

［略］

何年何月何日調製　　投票管理者（職）　　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備　考

［１～５　略］

６　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

別記第五十号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十八条関係）

［様式　同上］

備考

一　投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考三及び四に準ずる。

［二　同上］

別記第五十三号様式（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第五十条関係）

［様式　同上］

備　考

［１～４　同左］

５　受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考三及び四に準ずる。

別記第五十四号様式（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第五十一条関係）

［様式　同上］

備　考

一　投票用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考三及び四に準ずる。

［二　同上］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

何年何月何日

執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

［同左］

何年何月何日調製　　投票管理者（職）　　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備　考

［１～５　同左］

６　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）の備考10に準ずる。

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙十五　挿入］